

(令和5年3月7日受付)

市営住宅の入居要件の改正を

■内容

現在成人した息子と二人暮らしで、私の所得では今のマンションの家賃が高く生活に困っています。今回市営住宅に申し込ませていただこうと思ったのですが、二人の所得では少しオーバーしてしまい対象外だと言われました。

毎月息子から生活費をもらっていますが、本当に生活は厳しいです。夫婦なら給料全てを入れてくれるかもしれませんが、息子は将来結婚して家庭を持つために生計をたてないといけないので今以上に生活費を求めるわけにはいきません。

入居要件に世帯全員の所得がありますが、夫婦と親子は違うので、それを配慮した内容に改正してもらえませんか。

■回答

市営住宅は、公営住宅法という法律に基づき、住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で賃貸することを目的としています。そのため、入居される全ての世帯員の収入の合計額から所得額を計算し、所得額から控除額を引いて12ヶ月で除した額が政令月収となり、この額が158,000円以下であれば申し込むことができます。

民間賃貸住宅市場では、高齢者世帯や障がい者世帯等の方々は、住宅の確保が必ずしも容易ではないことが考えられます。市営住宅は真に困窮しているの方々へのセーフティーネットと位置付けているため、政令月収を引き上げることは難しいと考えています。

今回の3月募集では、単身で申し込み可能な市営住宅もありますので、ご検討ください。

【建築課】

※本件は、令和5年3月16日に回答したものです。